

第2回 理事会 報告

日 時 令和3年7月30日（金） 13:05～17:05

場 所 アクティおろしまち（福島市）及びオンライン

出席者 理事19名、監事1名

宍戸宏行会長、中目敏雄、田中竜夫、榎田哲士、草野智正副会長、白岩裕和、真船あい
常任理事、佐川弘行、村山敦子、國嶋雅志、菱沼生美、草野昌利、新田太郎、御代田裕介、
佐藤洋一、真船 茂、吉田昌樹、加藤和志、鈴木慎太郎理事、田部良夫監事

欠席者 なし

審議事項

1. 副会長の順位について

筆頭副会長を中目敏雄副会長とした。

2. 顧問について

引き続き、鈴木健夫顧問と金子昌明顧問に継続お願いする。

3. 今年度事業の執行について

(1) 総務委員会

ワークルールセミナーについて、福島県教育庁高校教育課及び私学法人課に県立高校、私立
高校、専修学校に対する周知を依頼する。大学・短大には委員が訪問し事業の説明を行う。ま
た、医療系の専門学校には直接案内を送る。

発達支援等セミナーについては、福島県こども未来局児童家庭課を訪問しセミナーの周知を
依頼する。児童家庭課及び関係部署から支援学校、障害者施設、作業所等に案内してもら
う。発達支援等セミナーについても年金事務所と連携を図り実施できるようにする。

(2) 業務委員会

第1回研修会をライブで9月2日に開催する。動画配信の期間は1ヶ月とする。新入会員研
修会は2日間で行い、連合会のe-ラーニングも活用しより充実させる。第2回研修会は11月下
旬～12月上旬、第3回研修会は2月に集合をメインに開催する。試験合格者説明会は今年度も
1月に開催する。倫理研修は今年度も連合会主催のe-ラーニングでの実施となる。

地協主催の南部3県労務管理研修会は9月15日(水)13:00～15:30メトロポリタン山形及び
オンラインにて、3号業務研修会は11月下旬に宮城県会が担当で開催する予定である。

(3) 広報委員会

10月から月間情報の紙・メールでの配信をホームページでの閲覧に変更する。変更によって
削減された経費をバックボードの作成のほかに記事体広告の費用に充てる。

福島民報、福島民友の新聞に昨年同様一面広告を10月25日(月)に掲載する。内容は、働き方
改革推進支援センターとの共催とし、社労士会の事業と働き方改革に関する記事、社労士会セ
ミナー(12月3日)の広告、希望会員の名刺広告とする。

昨年度福島民報に掲載した記事体広告を今年度は福島民報と福島民友に隔月掲載する。

(4) デジタル化推進委員会

デジタル化に関するアンケートを実施（8月末日締切）する。

デジタル化の研修として、RPAソフトを活用した実務運営の委員研修を9月に行い、県会第2回研修会にあわせて会員向けの研修会を開催する。会員向け研修の内容は、一般的な電子申請の研修とRPAソフトの研修に分け、RPAソフトに関する講師は業者に依頼する。

連合会のデジタル化推進に関する事業と連携をしながら推進する。マイナンバーカード（保険証との一体化も含む）の取得について会員に推進する。

(5) 働き方改革労務監査委員会

労働条件診断ツールの委員研修を8月25日（予定）に行い、その後11月24日（予定）に会員向け研修を開催する。

労働条件診断ツールの事業所等への周知については、昨年同様働き方改革推進事業のセミナー及び社労士会セミナーでチラシを配布する。チラシの内容を修正し会員及び関係団体に広報及び実施を依頼する。ホームページからも申し込みができるようにする。

連合会の社労士認証制度については、県会の労働条件診断との目的・使い道の違いがわかるよう9月以降の月間情報や第2回以降の研修会で会員に知らせる。

(6) 社労士会総合相談所

相談所関係の相談員研修を開催する。専門研修は2回、第1回は10月28日に高橋裕典氏（埼玉会）を講師に障害年金の研修会を開催、第2回は労働関係の研修会を開催する。

社労士会セミナーは、12月3日にイクメンの先進事例（講師：東邦銀行人事部ダイバーシティ推進課）、ハラスメント（講師：働き方改革推進支援センター）の内容とする。

(7) がん就労支援事業

今年度から相談予約がない場合でも相談員が医大病院で待機する。

一昨年作成した事例集について、法改正を見据えて事例集の見直しを行う。

医大病院以外のがん診療拠点病院にもがん就労支援の相談会ができるよう引き続き働きかけをする。

(8) ADRセンター

社労士会の旅費規程の改正及び会議等への出席にかかる謝金に関する基準細則の制定により福島県弁護士会との合意書についても弁護士報酬の謝金額等の変更を行い、7月13日付け覚書の締結を行った。

昨年度、コロナ禍により研修会を中止としたので、今年度は研修会を開催する。

相談所からADRセンターに持ち込まれることが多いので、より連携を深めるため相談所の相談員研修でADRセンターの概要、相談員の対応（助言の仕方等）に関して話をする。

(9) 災害対策

雇調金の年内延長に伴い、福島県との災害協定に基づき設置しているホットライン（無料電話相談）も年内まで延長することを確認し、あらためて福島県雇用労政課に文書で通知する。

なお、コロナ禍の長期化に伴い、雇調金以外の相談内容の変化にも対応していく。

(10) 復興支援事業

これまでの復興支援の取り組み等について記録集を作成することで連合会からの支援を得たので進める。講演会の中止による復興支援について理事会での意見を踏まえて災害対策本部を開催し、再度、整理検討のうえ次回理事会に諮る。

(11) 働き方改革推進支援センター事業、街角の年金相談センター福島、年金事務所窓口相談業務委託事業の状況について確認した。

4. その他

政連の福島県の予算要望について、以下を要望とし政連に出すこととした。

- ・社労士による労務監査の実施
- ・がん就労支援の拡大
- ・女性活躍、次世代育成にかかわる事業

報告事項

- ・寄せられている苦情について理事会として内容及び経過を共有した。
- ・7月14日に連合会のインボイス説明会が実施され、第2回研修会で伝達研修を行う。